

## 産業標準案作成対象テーマの審議について

日本産業規格（JIS）の制定、改正又は廃止のための産業標準案（以下、JIS 案という。）の作成に着手するに当たっては、当会認定産業標準作成機関 JIS 案作成規程に基づき、当該 JIS 案作成対象テーマが適切であることについて、主務大臣による事前調査、及び JSA 事務局による“JIS 案の作成開始要件”を満たすことの事前確認を経て、産業標準作成委員会にお諮りすることとなっております。

つきましては、次ページ以降の JIS 案作成対象テーマについて、理由（必要性）及び期待効果、JIS 案の作成開始要件への適合状況、作成開始予定などを記載しておりますので、JIS 案の作成に着手してよろしいかご審議をお願いいたします。また、産業標準作成委員会の下に JIS 素案の調査審議及び作成を行うための WG を設置することについても併せてご審議をお願いいたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。また、ご承認いただいた JIS 案作成対象テーマは、利害関係者に公表するために JIS 作成予定一覧表として JSA ウェブサイト掲載いたします。

# 産業標準案作成対象テーマ一覧(制定)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号(制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	07 情報	制定	X30300	情報及びドキュメンテーション—記録管理—中核概念及び用語	Information and documentation - Records management - Core concepts and vocabulary	記録管理のベストプラクティスとしてJIS X 0902-1(情報及びドキュメンテーション—記録管理—第1部:概念及び原則)が2019年に制定されたが、我が国にはそれを業務実践、組織管理及びトップマネジメントの中に組み込むための規格が存在しない状況である。ISO 30300シリーズ(記録マネジメントシステム)は、この「記録管理」のJISとの整合性を保持しながら、トップマネジメントによる体系的な記録管理を推進して記録の品質を改善し、業務実践及び組織運営に高い効果をもたらそうとする規格である。この両者は、本来、車の両輪であり、併用することによって記録管理の組織的マネジメントが成立し、最大限の効果をもたらすものである。このシリーズ規格の一つであるISO 30300(中核概念及び用語)では、記録管理領域における記録、評価、記録マネジメントシステムなどの中核概念とそこで使用する用語とについて、明確で体系だった説明及び定義を記載している。したがって、このISO規格を基にしたJISを提供することは、我が国において記録管理及び記録マネジメントシステムの確固たる基盤を形成するために必要不可欠である。なお、ISO 30300シリーズ3規格のうち、ISO 30301(要求事項)は、この規格と同時に、また、ISOで改訂作業中のISO 30302(実施ガイドライン)は、改訂後にJISとして制定を予定している。	この規格の制定を通して、トップマネジメントによる「記録マネジメントシステム」及び「記録管理」の普及・定着を促進し、業務効率を高めるだけでなく、説明責任、リスクマネジメント及び事業継続を可能にする効果をもたらす。また、これに関与する異なる分野の人々のコミュニケーションを適確なものとする効果が期待される。さらに、そこから記録/情報システム業界活動の一層の活性化が期待できる。	主な規定項目は、次のとおりである。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 3.1 組織の概念に関する用語 3.2 記録の概念に関する用語 3.3 評価の概念に関する用語 3.4 記録管理及び記録プロセスの概念に関する用語 3.5 記録コントロールの概念に関する用語 3.6 システム及び記録システムの概念に関する用語	—	ISO 30300:2020	IDT	第2条の該当号: 5(用語)  対象事項: 記録管理システム	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、キ  欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報科学技術協会のWG	
JSA	07 情報	制定	X30301	情報及びドキュメンテーション—記録マネジメントシステム—要求事項	Information and documentation - Management systems for records - Requirements	記録管理のベストプラクティスとしてJIS X 0902-1(情報及びドキュメンテーション—記録管理—第1部:概念及び原則)が2019年に制定されたが、我が国にはそれを業務実践、組織管理及びトップマネジメントの中に組み込むための規格が存在しない状況である。ISO 30300シリーズ(記録マネジメントシステム)は、この「記録管理」のJISとの整合性を保持しながら、トップマネジメントによる体系的な記録管理を推進して記録の品質を改善し、業務実践及び組織運営に高い効果をもたらそうとする規格である。この両者は本来、車の両輪であり、併用することによって記録管理の組織的マネジメントが成立し、最大限の効果をもたらすものである。このシリーズ規格の一つであるISO 30301(要求事項)では、組織の状況に応じて役割及び責任、体系的プロセス、測定及び評価、並びにレビュー及び改善についての要求事項を定めている。したがって、このISO規格を基にしたJISを提供することは、我が国の様々な団体・組織における「記録管理の運営」を適正に発展させるために必要不可欠である。なお、ISO 30300シリーズ3規格のうち、ISO 30300(中核概念及び用語)は、この規格と同時に、また、ISOで改訂作業中のISO 30302(実施ガイドライン)は、改訂後にJISとしての制定を予定している。	この規格の制定によって、より適正で効率的な記録マネジメントシステムを構築するための諸要素が明確になって、記録に関するマネジメントシステムの確立が可能となる。これを通して、責任が明確なマネジメント体制における意思決定の透明性、トレーサビリティ及び公益性承認の確保が期待できる。	主な規定項目は次のとおりである。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 組織の状況 5 リーダーシップ 6 計画 7 支援 8 オペレーション 9 パフォーマンス評価 10 改善方策 11 附属書A(規定) 記録のプロセス、制御及びシステムのオペレーションに関する要求事項	—	ISO 30301:2019	IDT	第2条の該当号: 7(作成方法)  対象事項: 記録管理システム	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、キ  欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報科学技術協会のWG	

# 産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	07	情報改正	B9527	情報技術—事務機器—プリンタの仕様書様式—第2部:クラス3及びクラス4プリンタ(ページプリンタ)	Information technology—Office equipment—Minimum information to be included in specification sheets—Printers—	この規格は、異なった機種間のページプリンタ特性を比較できるように、仕様書に記載する最小限の情報について規定することを目的として作成したものである。この規格の基として、最新の国際規格ISO/IEC 11160-2は、2021年に改訂され、最新のプリンタ仕様書に記載する情報及び試験方法を盛り込んでいることから、この規格を最新の国際規格に整合させて、消費者に適切な情報を提供すべく改正が必要である。 また、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の改正(平成25年2月20日政令第36号)で、特定機器に、(複写機にくわえ、)複合機、プリンターが追加されたことを受けた、プリンターのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等(平成25年3月1日経済産業省告示第37号、平成31年3月29日経済産業省告示第68号)に定められた表示事項を追記する。	この改正によって、規定として最新の技術発展への対応を図れるとともに、使用者により適切な情報の提供が可能となり、製品仕様の比較がより容易になる。さらに、製造業者間の適正なる競争を促進する効果も期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 表1(仕様書に記載する情報)に関し、対応国際規格ISO/IEC 11160-2にあわせ、2項 性能の項目に、「2.2 リカバリタイム」を項目追加し、「2.1 ウォームアップタイム」、「2.3 ファーストプリントアウトタイム(FPOT)」とともに、ISO/IEC 17629を参照するよう修正する。 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令の改正にともない、項目9(電源)に「9.7 エネルギー消費効率」を追加する。 附属書D(参考)仕様書記入例にも上記の追加項目を反映させる。	—	ISO/IEC 11160-2:2021	MOD	第2条の該当号: 1(種類、品質、性能)  対象事項: プリンタ	法律の目的に適合している。	利点: イ、カ、キ  欠点: いずれも該当しない。			一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会のWG	
JSA	07	情報改正	X6936	事務機器—化学物質の放散速度決定方法	Information technology—Office equipment—Determination of chemical emission rates from copiers, printers and multi-function devices	この規格は、放散試験チャンバの中で消耗品を使用する事務機器が指定された動作をするときに放散する測定対象物質について、その化学物質放散速度を決定する方法を規定したもので、国際規格ISO/IEC 28360を基にしている。 この対応国際規格は、2021年10月に改訂され、揮発性有機化合物(VOC)及びカルボニル化合物の放散速度の決定において、従来の“放散一定モデル”に加え、省エネモード等を想定した“疑似平衡モデル”が新たに追加された。この追加は、規格利用者が機器の仕様などを踏まえて、より適した放散モデルを選択することで、真値に近い放散速度が得られるようにするためのものである。 JISにおいても、最新の対応国際規格との技術的な整合をとるとともに、機器からの化合物の放散速度についてより高精度な測定及び計算を可能として消費者の安全・安心を図るために、この規格を改正する必要がある。	改正によって、機器から放散する化合物に関して最新の対応国際規格と整合した精度の高い測定と放散速度の決定とを可能とし、安全な製品を消費者に提供することができる。また、最新の対応国際規格に整合した試験方法を誤解なく広く周知することができる。	主な改正点は、次のとおり。 ・対応国際規格の記載をISO/IEC 28360:2015からISO/IEC 28360-1:2021に変更。 ・用語及び定義において対応国際規格通り、放散一定モデル、疑似平衡モデル、安定化時間などの項目を追加する。 ・“試験時の試験対象機器の動作”において、VOCの放散速度の計算について従来の放散一定モデルにおける規定に、疑似平衡モデルでの規定を追加し、それぞれのモデルの詳細を附属書C及び附属書Dに記載する。	—	ISO/IEC 28360-1:2021	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法)  対象事項: 事務機器(複写機・複合機・プリンタ)	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、オ、カ、キ  欠点: いずれも該当しない。			一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会のWG	